

山口県報

平成26年
12月24日
(水曜日)

目次

○告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定
(廃棄物・リサイクル対策課)……………一

平成二十七年産麦類の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)……………一

解除予定保安林(阿武町)(森林整備課)……………一

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………二

土地改良区役員の届出(農村整備課)……………三

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………四

契約の締結(技術管理課)……………四

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五

山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五

○雑報

県報の正誤(平成二十六年七月十五日山口県条例第三十二号ほか一件)……………五

山口県告示第四百十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。



平成二十六年十二月二十四日

一 指定区域

周南市大字巢山字堂ヶ浴二〇〇四番九のうち別図に示す区域及び二〇〇四番一〇から二〇〇四番一二まで

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十七年産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

市町名	面積(アール)	山口県知事	村岡 副政
宇部市	三七〇		
山口市	八三八		
防府市	一、七六二		
山陽小野田市	一〇六		

山口県告示第四百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十六年十二月二十四日

一 解除予定保安林の所在場所

山口県知事 村岡 副政

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

山口県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（昭和四十六年農林省告示第五百十五号（一）に係るものに限る。）（一）、保安林の指定をする件（平成元年農林水産省告示第千五百九十号（二）に係るものに限る。）（一）、保安林の指定をする件（平成二年農林水産省告示第七百三十八号（四）に係るものに限る。）（一）、保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第千四百四十四号（三）に係るものに限る。）（一）、保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第三十五号（一）に係るものに限る。）（一）及び保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第千七百四十二号（四）に係るものに限る。）（一）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。）による。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済産業部農林政策課、岩国市産業振興部農林振興課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
島下地区

- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一
号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
山口市	田島	島	二四七の一	一号
〃	〃	〃	二四七の二	二号
〃	〃	〃	二四七の二	三号
〃	〃	〃	二四八の一	四号
〃	〃	〃	二八一	五号
〃	〃	〃	二五一の二	六号
〃	〃	〃	二二九	七号
〃	〃	〃	一一〇	八号
〃	〃	〃	一一二	九号
〃	〃	〃	一一三	十号
〃	〃	〃	二五一の一	十一号
〃	〃	〃	三〇三	十二号
〃	〃	〃	二四八	十三号



(四二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成

二十六年七月十八日山口県公告(二三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月二十四日から平成二十七年一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク光井店

所在地 光市光井四丁目三三番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 光ショッピングセンターベスト

所在地 光市島田一丁目二番二〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四二四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所

下関土地改良区 理事 伊田 喜弘 下関市菊川町大字日新二八三三の二

〃 〃 河村 正喜 大字植田一〇八一

〃 〃 亀田 光則 内日上二九一

〃 〃 益田 芳弘 三〇〇四

〃 〃 三原 敬 木屋川本町三丁目九八番二号

二 退任した役員

土地改良区の名称

下関土地改良区

理事の別 氏 名 住 所

〃 〃 村田 玄治 下関市大字植田五三一

〃 〃 河村 嘉博 大字内日下九七の一

〃 〃 野村 喜治 〃 二〇八六

〃 〃 藤田 尚徳 大字内日上三三五八

〃 〃 村上 春男 松屋本町三丁目五番一六号

〃 〃 大下 利昭 松屋上町三丁目一七二一

〃 〃 佐竹 博義 木屋川本町二丁目三三九の一

〃 〃 熊野 雅治 大字山田九二五

〃 〃 岸本 隆 王司神田四丁目七番一号

〃 〃 中泉 文三 大字阿内三〇

〃 〃 藤本 秀信 〃 一九八二

〃 〃 弘重 義和 清末西町一丁目七番一二号

〃 〃 小川 博司 梶栗町五丁目一〇番一〇号

〃 〃 迫本 憲昭 大字有富四九一

〃 〃 小出 俊一 大字福江九〇の一

〃 〃 野村 仁 大字蒲生野八九〇

〃 〃 鎌田 三郎 大字内日下一〇一三

〃 〃 監 事 山下 龍夫 大字福江一二六一

〃 〃 〃 河瀬 龍夫 大字延行二四七

〃 〃 〃 山田 定 内日上二五七八

〃 〃 〃 村上 禮次 王喜本町四丁目七二七番七号

〃 〃 〃 船本 真二 清末千房二丁目四番三二号

〃 〃 〃 大下 利昭 松屋上町三丁目一七二一

〃 〃 〃 坂田 紘一 王喜本町五丁目一番三七号

〃 〃 〃 藤岡 正人 大字員光一七四二の一

〃 〃 〃 池田 昭二 大字山田八六一

〃 〃 〃 中泉 文三 大字阿内三〇

〃 〃 〃 藤本 秀信 〃 一九八二

〃 〃 〃 弘重 義和 清末西町一丁目七番一二号

〃 〃 〃 福富 壽 安岡町一丁目二番一四号

〃 〃 〃 西山 久 富任町六丁目二番一号

〃 〃 〃 藤永 安樹 大字福江一二六一

〃 〃 〃 河瀬 龍夫 大字延行二四七

〃 〃 〃 山下 定 内日上二五七八

〃 〃 〃 村上 禮次 王喜本町四丁目七二七番七号

〃 〃 〃 船本 真二 清末千房二丁目四番三二号

〃 〃 弘中 孝二 〃 員光町二丁目一番一九号
〃 〃 面原 晃 〃 富任町五丁目一七番二二号

(四二五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営堀越地区中山間地域総合農地防災事業

二 事業の種類

農用地の保全上必要な土留工

三 工事完了の時期

平成二十六年二月二十五日

一 事業の名称

県営堀越地区中山間地域総合農地防災事業

二 事業の種類

ため池の整備

三 工事完了の時期

平成二十六年十一月十日

(四二六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

土木事業管理システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
落札者を決定した日
平成二十六年十一月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号

六 落札金額
二億千五百十九万二千五百二十二円

七 入札公告日
平成二十六年九月二十六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式
最低価格

(四二七) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・二百十二中央線

周南都市計画道路三・四・二百十八青木線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

周南都市計画道路三・六・二百二十四川端通線

山口県土木建築部都市計画課

(四二八) 周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画市場下松地区地方卸売市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四二九) 山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・六・十三新開作中通線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



正 誤

平成二十六年七月十五日山口県条例第三十二号（山口県母子福祉施設条例等の一部を改正する条例）

ページ	行	
一三	八	第二条第十四号ハ 誤
		第二条第十五号ハ 正

平成二十六年十一月二十八日山口県告示第三百九十二号（道路の位置の指定）

ページ	段	行	
四	上	二〇	周・南・土木建築事務所 誤
			柳・井・土木建築事務所 正

平成二十六年十二月二十四日印刷

発行人所

山口県知事